

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1.基本的な考え方

当社は、法令等の遵守や企業倫理の重要性を認識し、迅速な経営意思決定を行い、健全で透明性の高い経営を実現し株主価値を高めることを最重要課題としております。その実現のために、常により良い経営管理体制と開示システムの構築を目指しております。また、当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに賛同し、以下の基本方針に従い、経営の効率性と公正性・透明性の維持・向上に努めてまいります。

【基本方針】

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重し、その権利が実質的に確保される適切な対応と有効に行使される環境の整備を行います。また、実質的な平等性を確保する観点から、法律等に従い適切に対応するとともに、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に十分配慮した環境作りを推進します。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が、株主、顧客、取引先、社員、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供と貢献の結果であると認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、取締役会・経営陣は、これらステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮します。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、会社の財務状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。また、そうした情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報としての有用性の高いものとなるようにします。

(4) 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責任を適切に果たします。

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、その実行を推進します。
- ・内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部によるリスクテイクを適切に支えます。
- ・独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行います。

当社は、監査役会設置会社として、前項の役割・責務の一部は監査役および監査役会が担います。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。代表取締役をはじめとした経営陣幹部によるIR活動を定期的実施し、株主や投資家に対する当社の経営戦略・経営計画の理解を深めるための機会創出に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[補充原則1-2-4]議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳

当社では、機関投資家や外国人株主比率等の株主構成や費用面を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は現在行っておりません。今後は機関投資家や外国人株主の持株比率の推移等を見極めつつ、費用対効果も勘案のうえ必要に応じて検討してまいります。

[補充原則3-1-2]情報開示の充実

当社では、現在の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えておりますので、今後、海外投資家の比率が高まった時点で、ホームページおよび株主総会招集通知等の英語での情報開示を進めてまいります。

[補充原則4-2-1]業績連動報酬、自社株報酬の適切な割合設定

当社の取締役報酬については、月額報酬(固定)を基本とし、取締役に対して中長期的な業績と連動するストックオプション制度を導入しておりますが、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定する方針等は策定しておりません。今般、指名・報酬諮問委員会を設置し、企業としての競争力強化の観点から客観性・透明性を確保した上で、特に経営陣幹部の報酬体系の水準・構成を自社株報酬と連動したインセンティブを含めたものにするべく整備・再設計を開始いたしております。

[補充原則4-11-3]取締役会全体の実効性の分析・評価

取締役会の実効性を高めるため、管理本部を中心に議案や運営方法等につき、課題を議論し、必要に応じて取締役会に上程することで課題の解決に取り組んでおります。取締役会の実効性を分析・評価する方法としてどのような方法が最適であるか、評価結果をどのように開示することが適切であるかを継続的に検討の上、実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

〔原則1-4〕政策保有株式

当社では、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、良好な取引関係の維持発展ならびに安定的かつ継続的な金融取引関係の維持等を目的として株式を保有しております。また、主要な政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、これを反映した保有の意義（取引・協業関係の維持、業務提携等）、経済合理性（採算性・収益性）について、取締役会で定期的に検証を行い、保有継続の是非を判断しております。保有の意義が希薄化した株式は、適宜縮減していく方針です。検証の結果、保有を継続すると判断した銘柄については、有価証券報告書において、特定投資株式として、その保有株数・保有目的を開示しております。なお、当該株式に係る議決権の行使に関しましては、中長期的な視点から、政策保有の目的である取引関係の維持やシナジー効果等が最大限発揮され、当社の企業価値・株主価値の向上に寄与するかどうかを判断基準として、提案された議案を検討し行使しております。取引先の会社提案に無条件に賛成するものではありません。

〔原則1-7〕関連当事者間の取引

当社では、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引ならびに利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしており、該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数および審議から除外しううえで決議しております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しております。なお、当社および子会社を含む全ての役員に対して、毎期末に関連当事者間取引の有無について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

〔原則2-6〕企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

〔原則3-1〕情報開示の充実

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

経営理念、社是および中期経営計画は、当社ホームページに掲載しております（<https://www.saibo.co.jp/>）。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針は、本報告書「1.基本的な考え方」に掲載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。役員報酬の決定方法については、株主総会決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。報酬額は、取締役については取締役会の授権を受けた代表取締役が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案し決定しております。また、監査役については固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額の範囲内で、各監査役が常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案し協議により決定しております。役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」に基づいて決定しております。なお、当事業年度より、取締役及び監査役の個別報酬については、それぞれの試案に基づき、社外役員が半数以上を占める任意の諮問委員会（指名・報酬諮問委員会）を設置し、十分な審議のうえで、それぞれ取締役会及び監査役会に答申しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名については、社内規程に基づき、取締役会で十分議論のうえ決定しており、監査役候補者の指名では監査役会の同意も得ております。取締役候補者の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視しております。また、監査役候補の指名に当たっては、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験をもっているかを重視しております。なお、社外役員の選任および独立性に関しては、社内規程の「社外役員の選任および独立性に関する基準」を充たすことを前提としております。さらに、万一、経営陣幹部が法令・定款等に違反し当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、解任することとしております。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者および監査役候補者の選任理由については、株主総会招集ご通知の「株主総会参考書類」に掲載しております。

〔補充原則4-1-1〕経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示

当社の取締役会は、法令および定款に定められた事項や、事業計画、組織再編、多額の資産の取得・処分等の当社およびグループ会社に係る重要事項を決定しております。そして取締役会による重要事項の意思決定に基づく職務執行につき、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「組織規程」および「稟議および申請取扱規程」に基づき、予め各取締役の権限および責任の所在ならびに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化および効率化を図っております。

〔原則4-9〕独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、社外取締役の選任に当たり、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識、または専門分野における知識や知見を有することを重視しております。また、東京証券取引所が規定等で定める独立役員に関する判断基準の資格を充たし、かつ一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を独立取締役に指定しております。これらの要件および基準を充たした社内規程として、「社外役員の選任および独立性に関する基準」を策定し、当社ホームページに掲載しております（<https://www.saibo.co.jp/>）。

〔補充原則4-11-1〕取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社では、取締役11名（うち、社外取締役2名）、監査役3名（うち、社外監査役2名）の14名で取締役会を構成しており、社内役員には、当社が展開する各事業に対する知識・経験面での全体網羅性、高度な経営管理能力および強いリーダーシップを求めており、社外役員には、多様なステークホルダーの視点を経営監督に取り入れるために、会社経営に必要な広範な知識、他社役員としての実績、特定専門分野における深い造詣、財

務・会計に関する相当程度の知見等のバックグラウンドの多様性を求めるものとしております。役員候補者選任プロセスにおける取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模への考慮により、取締役会での議論プロセスおよび審議結果のいずれの点においても、経営の健全性・透明性および執行の有効性・効率性を高く維持することができるものと考えております。

[補充原則4-11-2]取締役・監査役の兼任状況

当社では、社内取締役他にの上場会社社員の兼務はありません。社外取締役および社外監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っております。

[補充原則4-14-2]取締役・監査役のトレーニングの方針

当社では、取締役および監査役に限らず広く全社員に対して、社内規程に基づき、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修の機会を斡旋しております。また、取締役および監査役自らも、経営を監視・監督するために必要な情報や知識の研鑽に努め、その費用負担については会社に請求できる体制となっております。

[補充原則5-1、5-1-2]株主との建設的な対話に関する方針

当社では、2016年1月19日の取締役会で「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を検討・承認し、当社ホームページに掲載しております(<https://www.saibo.co.jp/>)。

【株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

(1) IR担当取締役の指定ならびにIR担当、総務、財務、社長室の有機的な連携

当社では、IR担当部署である総務部を管掌する取締役をIR担当取締役に選任することで、代表取締役社長との有機的な連携に努めます。また、IRに関連する他部署(財務部・社長室)との情報共有を密にすることで連携を強めるように努めます。

(2) 個別面談以外の対話

IR担当部署である総務部が個別面談に積極的に対応するとともに、株主・投資家・アナリスト向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長またはIR担当取締役が直接説明します。

(3) 適切かつ効果的なフィードバック

IR活動により把握された情報および株主移動等の情報は、定期的に取り締役に報告し、取締役および監査役との情報共有を図ります。

(4) インサイダー情報の管理

株主・投資家・アナリストとの対話の際には、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値向上に資する事項を対話のテーマにすることにより、インサイダー情報管理に留意します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
埼玉不動産株式会社	2,183,650	16.36
飯塚元一	1,427,150	10.69
株式会社埼玉りそな銀行	666,000	4.99
大栄不動産株式会社	664,000	4.97
むさし証券株式会社	645,000	4.83
株式会社安藤・間	525,000	3.93
有限会社エヌ・アイ	500,000	3.74
株式会社ホテルサイボー	384,700	2.88
損害保険ジャパン株式会社	374,500	2.80
大成建設株式会社	351,000	2.62

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

埼栄不動産株式会社(以下、「同社」という。)は、当社議決権の16.7%を保有し、かつ、取締役の兼務により、当社は同社の関連会社となります。但し、当社取締役11名に対し、同社との兼務取締役は4名であり、また、同社との営業取引に対する依存度も低く、事業活動上、相互に制約されないと認識しております。以上により、当社は同社から、一定の独立性を確保していると考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西原京子	他の会社の出身者								△			
清水秀雄	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西原京子	○	西原氏は2008年6月まで日産証券(株)の業務執行者を勤めており、同社は当社の発行済株式の0.36%を所有しておりますが、主要株主でないことから重要性はないと判断しております。当社が所有する有価証券の一部を預け入れ、その売買に係る取引を行っておりますが、その金額は総資産に対して僅少であることから、重要性はないと判断しております。その他、同社との間には、人的関係及びその他の利害関係はないと判断しております。	証券会社の役員に就任していたことから、経営に関する豊富な知識、経験を有しており、社外取締役として適切な職務の執行及び役割を果たしていると考えております。また同氏と当社の間には人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はないと判断しております。以上のことから、独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

清水秀雄	—	公認会計士としての財務及び会計に精通し、高い見識と幅広い経験を有しており、これまでの当社の社外監査役としての経験をもとに、独立・公正な立場で経営監督機能を果たせると考えております。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役

補足説明

「指名・報酬諮問委員会」は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役・監査役の指名および報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公平性、客観性および透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的としております。「その他」1名は、独立社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役(監査役会)、会計監査人及び内部統制室(内部監査部門)は、定期的に合同会合を開催し、または個別開催により監査計画、監査結果等の意見交換を行い、三様監査の相互連携を図っております。また、監査役の職務を補助する使用人として、内部統制室と兼務する補助使用人を1名選任しており、当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意が必要であり、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令は受けない旨を「監査役監査基準」等に明記しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村木徹	他の会社の出身者							△						
錦戸景一	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村木 徹	○	村木氏は2015年3月まで㈱りそなホールディングス(㈱埼玉りそな銀行の持ち株会社)の業務執行者を勤めており、㈱埼玉りそな銀行は、当社の発行済株式の4.76%を所有しておりますが、主要株主でないことから重要性はないと判断しております。当社は、㈱埼玉りそな銀行をメインバンクとして借入を行っておりますが、村木氏が退職してから5年超が経過しており、独立性については問題ないと判断しております。その他、同社との間に人的関係及びその他の利害関係はないと判断しております。	金融機関及び他社の役員として培われた知識と経験等を当社の監査体制に活かしていると考えております。また同氏と当社の間には人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はないと判断しております。以上のことから、独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
錦戸 景一		当社は、錦戸氏が所属する光和総合法律事務所と顧問契約を締結し、顧問料等を支払っておりますが、その金額は僅少であることから、重要性はないと判断しております。その他、同社との間には、人的関係、資本関係、その他の利害関係はないと判断しております。	弁護士としての専門的な見識を当社の監査体制に活かしていると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。また、個人別への支給水準につきましては、会社の業績向上への貢献の期待度合いや役割を勘案して、決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

1年間に発行できる新株予約権の数は、取締役が370個であります。取締役に対しては金銭以外の報酬として支給しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額及びその内社外取締役への支給額を記載している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役につきましては、管理本部が取締役会等の資料を事前に送付し、議案の内容を事前に検討できるよう適切に情報提供を行っております。社外監査役につきましては、監査役スタッフが対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

取締役会は、取締役11名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として月1回定時開催するほか、適宜開催し、当社の経営管理の意思決定機関として、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針等に関する意思決定をするとともに、各取締役の職務の執行を監督しております。また、月1回、事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制になっております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しています。当社の監査役は、監査機能を強化するため、企業法務や財務・会計に関する知見と豊富な経験に基づき、監査活動を行っております。監査役会は原則として月1回定時開催するほか、適宜開催し、各監査役は、監査役会が定めた監査方針・計画に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、各取締役や内部監査部門等から職務執行状況の聴取をし、重要な稟議書の閲覧を行い、さらに主要な事業所には自ら赴き、業務及び財産の状況を調査しております。

取締役候補者の指名については、代表取締役が社内規程に基づく決定の要件を備え、人格及び識見、能力ともに優れた候補者を選定し、社外役員が半数以上を占める任意の諮問委員会(指名・報酬諮問委員会)の諮問を受けた後に決定しております。

監査役候補者の指名については、社外候補者を基本としており、代表取締役が会社法に基づく社外性要件を備え、人格及び識見ともに優れた候補者を選定し、社外役員が半数以上を占める任意の諮問委員会(指名・報酬諮問委員会)の諮問を受けた後に監査役会の同意を得て決定しております。

社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任にあたり、人的関係、資本的關係及び取引の有無などを十分に考慮し、独立的な立場で業務の執行及び経営に対する監視、監督機能が高められる人材を選任するため、会社法で規定する役員(社外性要件)及び東京証券取引所の定める独立性要件を充たした「社外役員の選任および独立性に関する基準」を定め、当社の社外役員候補者の選任基準としております。

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の皆様が監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。取締役及び監査役への退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において贈呈しております。なお、当事業年度より、取締役及び監査役の個別報酬については、それぞれの試案に基づき、社外役員が半数以上を占める任意の諮問委員会(指名・報酬諮問委員会)を設置し、十分な審議のうえで、それぞれの取締役会及び監査役会に答申しております。

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しており、継続監査年数が7年超の公認会計士はおりません。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、取締役11名のうち、独立性の高い社外取締役2名を選任して取締役会を構成することで、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されると考えております。また、監査役会におきましては、監査役3名中2名は独立性の高い社外監査役で構成されており、監査役による取締役会での積極的な質疑応答や各取締役に対する定期的な情報交換の実施により、適法性及び妥当性の両面から適正な監視が担保されていると考えます。

以上の社外取締役2名及び社外監査役2名の選任並びに監査役による経営監視機能が有効に働くことにより、透明性、客観性、健全性が十分に確保された企業統治体制が確立できると考え、このコーポレート・ガバナンス体制を取っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会では、プロジェクター等を利用し、事業報告の充実、ビジュアル化に努めております。 また、当社ホームページに株主総会招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等を自社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	サイバーグループの「企業倫理憲章」、「コンプライアンス行動規範」のなかでステークホルダーの立場の尊重を規定し、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理憲章」の中で十分な情報開示を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を下記のとおり定めております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役を含む全社員が遵守すべき「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、当該規程において法令等の遵守が経営の最重要課題である旨を明記し、これに基づく具体的な行動準則を規定しております。さらに当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。
 - ・ 代表取締役社長直轄の内部統制室において、「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」の浸透を図り、取締役を含む全社員に対し、コンプライアンスに関する研修を原則年1回以上行います。また、「内部監査規程」に基づき、内部統制室が定期的に業務運営の状況を監査し、業務の合法性及び社内規則の遵守状況を確認します。
 - ・ 各取締役は、他の取締役の職務の執行に関し、取締役会における十分な審議を通じて適切に監視監督義務を遂行します。
 - ・ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款その他社内規程に適合するための体制について、取締役が適切に運用、改善しているかについて監視・検証し、必要に応じて助言又は勧告等を行います。
 - ・ 法令・定款・社内規範等において疑義のある行為については、企業集団の役職員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を内部統制室に設置・運営します。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報を記載、記録した文書、電子媒体等については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
 - ・ これらの情報の保存・管理状況については、内部統制室が定期的に確認を行います。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社では、事業活動に係るリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長をリスク管理責任者として総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
 - ・ 当社が認識するリスクを適切に管理し危険発生を防止するために「内部監査規程」に基づき内部統制室が定期的に内部監査プログラムを実行し、その監査結果は必要に応じて取締役会に報告します。
 - ・ 上記の監査結果に基づき、取締役会は関連する社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合に備え、迅速且つ組織的な対応により被害を最小限に抑えるための体制を整えます。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会による重要事項の意思決定に基づく業務執行につき、「職務権限規程」に基づき、予め各取締役の権限及び責任の所在並びに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化及び効率化を図ります。
 - ・ 各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制とします。
 - ・ 中期計画(3カ年)及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促します。
- 5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、子会社の取締役等及び使用人の業務の適正を確保するため、主管部門としてグループ会社管理課を設置し、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行います。
 - ・ 当該部門は、子会社の取締役等及び使用人の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議の体制を構築します。また、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を整えます。
 - ・ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営が行われることを確保するために、子会社を含めた企業集団としての中期(3カ年)及び年度事業計画等を定め、その共有を図り推進します。
 - ・ 「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が子会社の取締役等及び使用人の業務の適正性につき定期的な内部監査を実行し、必要に応じてその結果を当社の取締役会に報告します。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととします。
 - ・ 当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意を必要とし、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととします。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 常勤監査役は「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、また、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、業務執行状況の確認を行います。また、「監査役監査基準」に基づき、経営・業績に影響を及ぼす重要事項について、監査役がその都度報告を受ける体制を確保します。
 - ・ 上記報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底します。
 - ・ 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査方針の策定及び監査役の職務分担等を行い、代表取締役社長との定期的な会合、内部統制室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。
 - ・ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還又は負担した債務の債権者に対する弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理します。
- 8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整えます。

・ 財務報告に係る内部統制システムの運用にあたり、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業倫理憲章及びコンプライアンス行動規範に規定しているとおり、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わり合いを持たず、また不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 社内体制

当社は会社情報の適時開示に関し、迅速・正確かつ公正な開示を適切に行うことを目的として、社内体制を整備するよう努めております。当社では、取締役財務部長が情報取扱責任者を務めております。情報取扱責任者は、適時開示規則と照らし合わせ、また事務担当部門(財務部)に適時開示資料の作成、照合、確認を指示します。また、適時開示資料は、取締役及び監査役で構成される適時開示委員会に上程され、上場規程等を遵守しつつ、正確、明瞭かつ網羅性を検討し、承認することになっております。

2. 決定事実、発生事実、決算及び親会社等に関する情報

決定事実は、情報取扱責任者が事前に取り締役会の議案内容を確認し、開示すべき項目の確認を行っております。

発生事実は、情報の緊急性や重要度により社長または経営会議にて報告が行われ、情報管理責任者がその内容を確認しております。

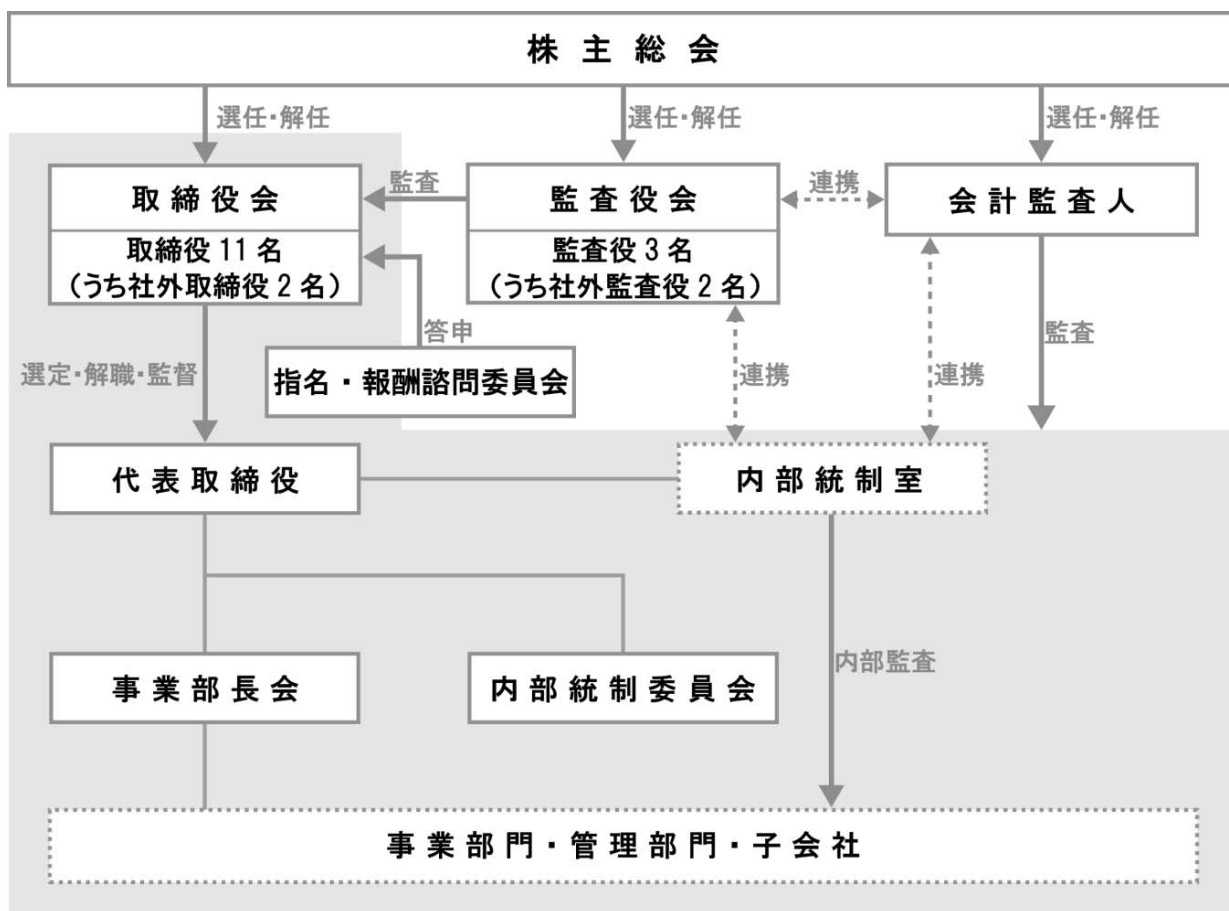
決算情報は、財務部が情報取扱責任者へ報告を行っております。

親会社等に関する情報は、親会社等の主管部門が情報取扱責任者へ報告を行っております。

3. 情報の管理

情報の開示に至るまでの内部情報については、社内規定の「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」により、インサイダー取引の防止に努めております。

[当社のコーポレート・ガバナンス体制模式図]



[適時開示に係る社内体制]

